

会員各位

TRAI一般社団法人東京都不動産協会 会員支援事業部 H28.10.18

第10回 TRA フォーラム 21 開催のご案内

平成28年度第10回 TRA フォーラム 21 を開催いたします。2年以内に施行される宅建業法の改正が不動産業にどのように影響するか、今後業者がどのように対応し、実務を進めていくべきかについて、専門の弁護士に講演いただきます。

内容：「宅建業法改正の業者が知っておくべきポイント」

講座の主なカリキュラム

1. 宅建業法改正の背景
2. 宅建業法改正のポイント
特にインスペクション（建物状況調査）制度に関する改正内容
3. 改正法施行に向けたスケジュール

**講師： 森・濱田松本法律事務所
弁護士 早川 学 氏**

早川 学氏 プロフィール

1970年 東京生まれ

1993年 東京大学法学部卒業

1995年 弁護士登録（東京弁護士会）

森綜合法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）に入所以来、不動産関連の案件を、取引ものから紛争ものまで多く手がけている。

不動産法（Real Estate Law）の分野において、2012年以降、Best Lawyers（ベスト・ロイヤー）による The Best Lawyers in Japan に選ばれる。

主たる取扱分野は、不動産法その他、訴訟・紛争解決、倒産・事業再生。

最近の論文として、「TPP を見据えた日本の農業・農業関連ビジネスに係わる法制度（上）（下）」NBL1067号、同1069号。

TRA フォーラム 21 は会員の皆様の業務支援を目的として開講しております

会員の皆様からいただいた4つのご要望（①不得意な業務を克服したい。②実務知識を更新したい。③業務を学び直してスキルをアップさせたい。④社員研修の場を創って欲しい。）を、仕事に直結する部分のみを抽出して、提供するものであります。自己啓発や社員教育にご活用いただき業績アップにつなげて下さい。

受講申込書

日 時：平成28年11月14日（月）、15日（火）【同じ内容で2日間開催】
14：30～16：00（受付14：00～）

会 場：全日東京会館 2階ホール
千代田区平河町1-8-13
（東京メトロ半蔵門線半蔵門駅①番出口徒歩1分）

定 員：各200名

受 講 料：無料

申込方法：受講を希望される方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、事前に FAX にてお申し込み下さい。

切り取らずにそのままご返送ください

申込先 FAX 03-3222-3640

第10回 TRA フォーラム 21 参加申込書（受講券）

商号	氏名
所在地	
TEL	FAX
参加希望日： <input type="checkbox"/> 11月14日（月） <input type="checkbox"/> 11月15日（火） ※ 希望日に必ずレ印をつけて下さい。研修会の内容は両日同じです。	

※ 当日は、本受講券を必ずご持参ください。原則的に申込者へ協会から連絡は致しません。

※ 定員に達した後にお申し込みがあった場合にのみ、協会から連絡致します。

[問合せ先]

一般社団法人東京都不動産協会 事務局 担当 遠藤・炭元・渡辺

電話03（3222）3808